（第３面）

（参考）

（労働基準監督官の権限）

第91条　（第１項及び第２項　略）

３　前２項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（第４面）

労働災害防止団体法（抄）

（報告等）

第52条　厚生労働大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、労働災害防止団体に対して、その業務に関し必要な報告を命じ、又はその職員に、労働災害防止団体の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（縦7.0センチメートル、横11.0センチメートル）